

令和8年度最終処分場水質等測定業務委託 仕様書

1 対象施設等

- (1) 藤守最終処分場関係 (焼津市藤守)
- (2) 助宗最終処分場関係 (藤枝市助宗)
- (3) 下之郷最終処分場関係 (藤枝市下之郷)
- (4) 高新田地区 (焼津市高新田・藤守)
- (5) 羽佐間地区 (藤枝市岡部町羽佐間)

2 履行期限

(着手) 契約締結日 (完了) 令和9年3月31日

3 契約方法等

- (1) 入札書の提出は上記対象施設の総額で提出すること。
(詳細は「6業務内容」を参照すること。)
- (2) 契約においては総額により契約書を作成するが、内訳として対象施設ごとの金額を契約書に明記するので、対象施設ごと及び分析項目ごとの明細書を提出すること。
- (3) 対象施設ごとの内訳に基づき、年2回の実績払いとする。
 - ① 受注者の請求に基づき、契約の日から令和8年9月分までを前期分として支払う。
 - ② 受注者の請求に基づき、令和8年10月分から令和9年3月分までを後期分として支払う。

4 報告書類等

毎月の測定結果が出来次第、下記書類を速やかに提出すること。

- (1) 計量証明書(正) 1部 (副) 3部
- (2) 測定結果一覧表 1部 (毎月の報告ごとに提出すること)

5 その他

- (1) 業務開始前に年間計画書及び担当者名簿(担当部署及び電話連絡先)を提出すること。
- (2) 本仕様書に明記なき事項については、双方協議して決定する。

6 業務内容

別紙

(1) 藤守最終処分場関係

実施項目	放流水	河川水	原水	砂ろ過前	地下水	
					No 1 井戸	No 2 井戸
排水基準（毎月測定項目） (1) 水素イオン濃度（PH） (2) 生物化学的酸素要求量（BOD） (3) 化学的酸素要求量（COD） (4) 浮遊物質（SS） (5) 大腸菌群数 (6) 窒素含有量	年 11 回	年 6 回 (偶数月) (6)窒素含有量を除く	年 6 回 (奇数月) (6)窒素含有量を除く	年 6 回 (奇数月) (1),(5),(6)の項目を除く	年 2 回	年 2 回
排水基準（有害物質 28 項目） (1) アルキル水銀化合物 (2) 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物（総水銀） (3) 水素及びその化合物 (4) 鉛及びその化合物 (5) 有機燐化合物 (6)六価クロム化合物 (7) 砒素及びその化合物 (8)シアン化合物 (9) ポリ塩化ビフェニル（PCB） (10) トリクロロエチレン (11) テトラクロロエチレン (12) ジクロロメタン (13) 四塩化炭素 (14) 1,2-ジクロロエタン (15) 1,1-ジクロロエチレン (16) シス - 1,2-ジクロロエチレン (17) 1,1,1-トリクロロエタン (18) 1,1,2-トリクロロエタン (19) 1,3-ジクロロプロパン (20) 酢酸 (21) シメチン (22) フォーホルム (23) ベンゼン (24) セレン及びその化合物 (25) 1,4-ジメチルベンゼン (26) ほう素及びその化合物 (27) ふっ素及びその化合物 (28) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	年 1 回					
排水基準（その他 15 項目） (1) 水素イオン濃度（PH） (2) 生物化学的酸素要求量(BOD) (3) 化学的酸素要求量(COD) (4) 浮遊物質(SS) (5) アルキルベンゼン抽出物質含有量(鉱物油類) (6) アルキルベンゼン抽出物質含有量 (動植物油類) (7) フェノール類含有量 (8) 銅含有量 (9) 亜鉛含有量 (10) 溶解性鉄含有量 (11) 溶解性マンガ含有量 (12) クロム含有量 (13) 大腸菌群数 (14) 窒素含有量 (15) 燐含有量	年 1 回					

実施項目	放流水	河川水	原水	砂ろ過前	地下水	
					No 1 井戸	No 2 井戸
地下水の水質汚濁に係る環境基準 (28 項目) (1) カドミウム (2) シアン (3) 鉛 (4) 六価クロム (5) 砒素 (6) 総水銀 (7) アルキル水銀 (8) ポリ塩化ビフェニル (PCB) (9) ジクロロメタン (10) 四塩化炭素 (11) 1,2-ジクロロエタン (12) 1,1-ジクロロエチレン (13) 1,2-ジクロロエチレン (14) 1,1,1-トリクロロエタン (15) 1,1,2-トリクロロエタン (16) トリクロロエチレン (17) テトラクロロエチレン (18) 1,3-ジクロロプロパン (19) 酢酸 (20) シマジン (21) 対ベンザル (22) ベンゼン (23) セレン (24) 1,4-ジオキサン (25) クロロエチレン (26) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (27) ふっ素 (28) ほう素					年 1 回	年 1 回
過マンガン酸カリウム消費量					年 1 回	年 1 回
電気伝導率					年 12 回	年 12 回
塩化物イオン					年 12 回	年 12 回
水素イオン濃度 (PH)					年 10 回	年 10 回
重金属 (1) アルキル水銀 (2) 総水銀 (3) カドミウム (4) 鉛 (5) シアン	年 3 回	年 3 回	年 3 回			
ダイキシン類 (1) ポリ塩化ジベンゾフラン (2) ポリ塩化ジベンゾパラジキシン (3) コーラ-ポリ塩化ビフェニル	年 1 回				年 1 回	年 1 回

汚泥分析実施項目	回数
産業廃棄物に係る判定基準 (1) 水素イオン濃度指数 (2) アルキル水銀化合物 (3) 水銀又はその化合物 (4) ポリ塩化ビフェニル (PCB) (5) カドミウム又はその化合物 (6) 鉛又はその化合物 (7) 有機燐化合物 (8) 六価クロム化合物 (9) 砒素又はその化合物 (10) シアン化合物 (11) トリクロロエチレン (12) テトラクロロエチレン (13) ジクロロメタン (14) 四塩化炭素 (15) 1,2-ジクロロエタン (16) 1,1-ジクロロエチレン (17) シス - 1,2-ジクロロエチレン (18) 1,1,1-トリクロロエタン (19) 1,1,2-トリクロロエタン (20) 1,3-ジクロロプロパン (21) チウラム (22) シマジン (23) ホウソウカルバマ (24) ベンゼン (25) セレン (26) 含水率	年 1 回

* 分析方法

- ① 重金属類 平成 4 年厚生省告示第 192 号 (改正令和 7 年 7 月 28 日告示第 63 号)
- ② その他の項目 昭和 48 年環境庁告示第 13 号 (改正令和 7 年 7 月 28 日告示第 63 号)

(2) 助宗最終処分場関係

実施項目	放流水	河川水	原水	砂ろ過前	地下水	
					井戸水	表流水
排水基準（毎月測定項目） (1) 水素イオン濃度（PH） (2) 生物化学的酸素要求量（BOD） (3) 化学的酸素要求量（COD） (4) 浮遊物質（SS） (5) 大腸菌群数 (6) 窒素含有量	年 11 回	年 6 回 (偶数月) (6)窒素を除く	年 6 回 (奇数月) (6)窒素を除く	年 6 回 (奇数月) (1),(5),(6)の項目を除く	年 2 回	年 2 回
排水基準（有害物質 28 項目） (1) アルキル水銀化合物 (2) 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物（総水銀） (3) カドミウム及びその化合物 (4) 鉛及びその化合物 (5) 有機燐化合物 (6) 六価クロム化合物 (7) 砒素及びその化合物 (8) シアン化合物 (9) ポリ塩化ビフェニル（PCB） (10) トリクロロエチレン (11) テトラクロロエチレン (12) ジクロロメタン (13) 四塩化炭素 (14) 1,2-ジクロロエタン (15) 1,1-ジクロロエチレン (16) シス - 1,2-ジクロロエチレン (17) 1,1,1-トリクロロエタン (18) 1,1,2-トリクロロエタン (19) 1,3-ジクロロプロペン (20) 酢酸 (21) シマジン (22) フェンカルブ (23) ベンゼン (24) セレン及びその化合物 (25) 1,4-ジオキサン (26) ほう素及びその化合物 (27) ふっ素及びその化合物 (28) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	年 1 回					

実施項目	放流水	河川水	原水	ろ過前	地下水	
					井戸水	表流水
排水基準（その他 15 項目） (1) 水素イオン濃度 (PH) (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) (3) 化学的酸素要求量 (COD) (4) 浮遊物質 (SS) (5) アルルキサン抽出物質含有量 (鉱物油類) (6) アルルキサン抽出物質含有量 (動植物油類) (7) フェノール類含有量 (8) 銅含有量 (9) 亜鉛含有量 (10) 溶解性鉄含有量 (11) 溶解性マンガ含有量 (12) カドミウム含有量 (13) 大腸菌群数 (14) 窒素含有量 (15) 燐含有量	年 1 回					
地下水の水質汚濁に係る環境基準 (28 項目) (1) カドミウム (2) 全シアン (3) 鉛 (4) 六価クロム (5) 砒素 (6) 総水銀 (7) アルキル水銀 (8) ポリ塩化ビフェニル (PCB) (9) ジクロロメタン (10) 四塩化炭素 (11) 1,2-ジクロロエタン (12) 1,1-ジクロロエチレン (13) 1,2-ジクロロエチレン (14) 1,1,1-トリクロロエタン (15) 1,1,2-トリクロロエタン (16) トリクロロエチレン (17) テトラクロロエチレン (18) 1,3-ジクロロプロペン (19) 酢酸 (20) シマジン (21) フェンカルブ (22) ベンゼン (23) セレン (24) 1,4-ジクロロベンゼン (25) クロロエチレン (26) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (27) ふっ素 (28) ほう素					年 1 回	年 1 回

実施項目	放流水	河川水	原水	砂ろ過前	地下水	
					井戸水	表流水
過マンガン酸カリウム消費量					年1回	年1回
電気伝導率					年12回	年12回
塩化物イオン					年12回	年12回
水素イオン濃度 (PH)					年10回	年10回
重金属 (1) アルキル水銀 (2) 総水銀 (3) カドミウム (4) 鉛 (5) シアン	年3回	年3回	年3回			
ダイオキシン類 (1) ポリ塩化ジベンゾフラン (2) ポリ塩化ジベンゾパラジフィン (3) コロナポリ塩化ビフェニル	年1回				年1回	年1回

汚泥分析実施項目	回数
産業廃棄物に係る判定基準 (1) 水素イオン濃度指数 (2) アルキル水銀化合物 (3) 水銀又はその化合物 (4) ポリ塩化ビフェニル (PCB) (5) カドミウム又はその化合物 (6) 鉛又はその化合物 (7) 有機燐化合物 (8) 六価クロム化合物 (9) 砒素又はその化合物 (10) シアン化合物 (11) トリクロエチレン (12) テトラクロエチレン (13) ジクロメタン (14) 四塩化炭素 (15) 1,2-ジクロエタン (16) 1,1-ジクロエチレン (17) シス-1,2-ジクロロエチレン (18) 1,1,1-トリクロロエタン (19) 1,1,2-トリクロロエタン (20) 1,3-ジクロロプロペン (21) チウラム (22) シマジン (23) チオベンカルブ (24) ベンゼン (25) セレン (26) 含水率	年 1 回

* 分析方法

①ダイオキシン類 平成 4 年厚生省告示第 192 号 (改正令和 7 年 7 月 28 日告示第 63 号)

②その他の項目 昭和 48 年環境庁告示第 13 号 (改正令和 7 年 7 月 28 日告示第 63 号)

(3) 下之郷最終処分場関係

実施項目	浸透水	河川水	地下水	
			上流側	下流側
排水基準（毎月測定項目） (1) BOD	年 12 回			
電気伝導率			年 12 回	年 12 回
砒素	年 11 回	年 12 回	年 11 回	年 11 回
地下水の水質汚濁に係る環境基準 （28 項目） (1) カドミウム (2) 全シアン (3) 鉛 (4) 六価クロム (5) 砒素 (6) 総水銀 (7) アルキル水銀 (8) ポリ塩化ビフェニル（PCB） (9) ジクロロメタン (10) 四塩化炭素 (11) 1,2-ジクロロエタン (12) 1,1-ジクロロエチレン (13) 1,2-ジクロロエチレン (14) 1,1,1-トリクロロエタン (15) 1,1,2-トリクロロエタン (16) トリクロロエチレン (17) テトラクロロエチレン (18) 1,3-ジクロロプロパン (19) 酢酸 (20) シマジン (21) ホルモンカルブ (22) ベンゼン (23) セレン (24) 1,4-ジオキサ (25) クロロエチレン (26) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (27) ふっ素 (28) ほう素	年 1 回		年 1 回	年 1 回
ダイキシン類 (1) ポリ塩化ジベンゾフラン (2) ポリ塩化ジベンゾパラジキシン (3) コパラ-ポリ塩化ビフェニル				年 1 回

(4) 高新田地区

分析項目	採取場所	地下水
飲料水 26 項目検査業務 (1) PH (2) 臭気 (3) 味 (4) 色度 (5) 濁度 (6) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (7) 有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量) (8) 塩化物イオン (9) カルシウム・マグネシウム等 (硬度) (10) 蒸発残留物 (11) 一般細菌 (12) 大腸菌群 (13) 陰イオン界面活性剤 (14) シアンイオン (15) 水銀 (16) 有機リン (17) 銅 (18) 鉄 (19) マンガン (20) 亜鉛 (21) 鉛 (22) 六価クロム (23) カドミウム (24) 砒素 (25) ふっ素 (26) フェノール類 残留塩素 (参考)	① 焼津市高新田 2223-7 藁科信夫様宅 ② 焼津市高新田 2405-6 望月真人様宅 ③ 焼津市高新田 2326-22 増田勝治様宅 ④ 焼津市藤守 2076 地先 防火井戸 ⑤ 焼津市藤守 2293-26 山本茂盛様宅 ⑥ 焼津市藤守 1544-4 多目的広場	年 1 回

(5) 羽佐間地区

実施項目	地下水	
	新井稔様宅井戸	小柳津昇様宅井戸
飲料水 26 項目検査業務 (1) PH (2) 臭気 (3) 味 (4) 色度 (5) 濁度 (6) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (7) 有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量) (8) 塩化物イオン (9) カルシウム・マグネシウム (硬度) (10) 蒸発残留物 (11) 一般細菌 (12) 大腸菌群 (13) 陰イオン界面活性剤 (14) シンイオン (15) 水銀 (16) 有機リン (17) 銅 (18) 鉄 (19) マンガン (20) 亜鉛 (21) 鉛 (22) 六価クロム (23) カドミウム (24) 砒素 (25) ふっ素 (26) フェノール類 * 残留塩素 (参考)	年 1 回	年 1 回

* 地下水 (井戸) 採取場所

新井 稔 様宅 藤枝市岡部町羽佐間 70

小柳津昇 様宅 藤枝市岡部町羽佐間 225

7 特記事項

(対象施設共通事項)

- (1) 採水等場所については組合職員が指示する。
- (2) 採水は、原則として組合職員が立ち会うものとする。
- (3) 藤守最終処分場の採水は原則、第2週の金曜日に計画すること。
- (4) 助宗及び下之郷最終処分場の採水は原則、第1週の金曜日に計画すること。
- (5) 採水日については、天候等により日程の変更することがあること。
- (6) ダイオキシン類の測定
 - ① 測定はダイオキシン類対策特別措置法等に基づき実施すること。
 - ② 試料採取日時等は施設運転計画に基づき協議し決定する。
 - ③ 測定結果の比較

既に公表されている水質のダイオキシン類データとの比較、毒性の評価及び塩素置換数別比較を行うこと。
 - ④ 本調査を実施するにあたって必要な資料及び組合が施設管理上モニタリングしている各種データについては、支障のない範囲で提供又は貸与する。

(下之郷最終処分場)

- ① 地下水の測定で北側（上流）と南側（下流）の調査井戸(口径 50mmφ・深さ 10m)に電動ポンプを入れ汲み上げる方法をとっているため、吸引ポンプを含む汲み上げ用具は受注者が用意すること。
- ② 電気伝導率の測定で、泥による濁りがあるため、ろ紙5種Cを用いてろ液を分析していることを計量証明書に明記すること。
- ③ ダイオキシン類の測定で、泥による濁りがあるため、グラスファイバーろ紙(GC-50)を用いて、ろ液を分析していることを計量証明書に明記すること。

3 下之郷最終処分場

項 目	数 量				単 価	金 額
	浸透水	河川水	地下水(上流側)	地下水(下流側)		
1 BOD	12					
2 鉛	1		1	1		
3 カドミウム	1		1	1		
4 全シアン	1		1	1		
5 総水銀	1		1	1		
6 アルキル水銀	1		1	1		
7 六価クロム	1		1	1		
8 砒素	12	12	12	12		
9 PCB	1		1	1		
10 トリクロロエチレン	1		1	1		
11 テトラクロロエチレン	1		1	1		
12 1,1,1-トリクロロエタン	1		1	1		
13 四塩化炭素	1		1	1		
14 ジクロロメタン	1		1	1		
15 1,2-ジクロロエタン	1		1	1		
16 1,1,2-トリクロロエタン	1		1	1		
17 ベンゼン	1		1	1		
18 1,3-ジクロロプロペン	1		1	1		
19 1,1-ジクロロエチレン	1		1	1		
20 シマジン	1		1	1		
21 チオベンカルブ	1		1	1		
22 チウラム	1		1	1		
23 セレン	1		1	1		
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1		1	1		
25 ほう素	1		1	1		
26 ふっ素	1		1	1		
27 電気伝導率			12	12		
28 ダイオキシン類				1		
29 1,2-ジクロロエチレン	1		1	1		
30 クロロエチレン	1		1	1		
31 1,4-ジオキサン	1		1	1		
合 計						

4 高新田地区

項 目		数 量	単 価	金 額
		井 戸 水		
1	PH	6		
2	臭気			
3	味			
4	色度			
5	濁度			
6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
7	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）			
8	塩化物イオン			
9	カルシウム・マグネシウム（硬度）			
10	蒸発残留物			
11	一般細菌			
12	大腸菌群			
13	陰イオン界面活性剤			
14	シアンイオン			
15	水銀			
16	有機リン			
17	銅			
18	鉄			
19	マンガン			
20	亜鉛			
21	鉛			
22	六価クロム			
23	カドミウム			
24	砒素			
25	ふっ素			
26	フェノール類			
合 計				

5 羽佐間地区

項 目		数 量	単 価	金 額
		井 戸 水		
1	PH	2		
2	臭気			
3	味			
4	色度			
5	濁度			
6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
7	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）			
8	塩化物イオン			
9	カルシウム・マグネシウム（硬度）			
10	蒸発残留物			
11	一般細菌			
12	大腸菌群			
13	陰イオン界面活性剤			
14	シアンイオン			
15	水銀			
16	有機リン			
17	銅			
18	鉄			
19	マンガン			
20	亜鉛			
21	鉛			
22	六価クロム			
23	カドミウム			
24	砒素			
25	ふっ素			
26	フェノール類			
合 計				

入札書

- 1 入札番号 第3号
- 2 件名 令和8年度 最終処分場水質等測定業務委託
- 3 履行場所 焼津市藤守
藤守最終処分場 ほか

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所

入札者 商号

氏名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

記載例

入札書

- 1 入札番号 第 〇〇 号
- 2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	(消費税抜)
				¥	1	2	3	0	0	0	

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

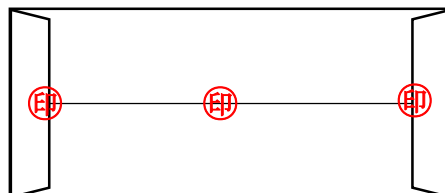
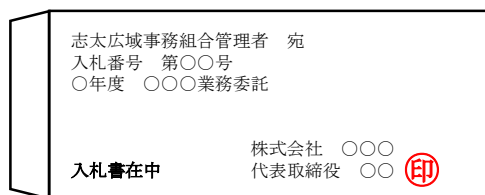
（令和7年5月1日～）

<内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

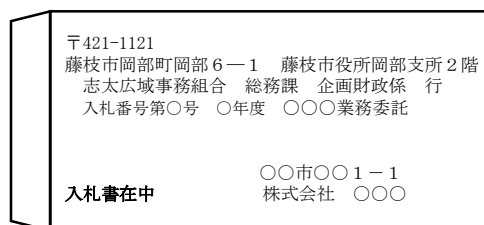
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



<外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

